

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第7条第1項」を「第7条」に、「定期乗車券、回数乗車券（カード式乗車券を含む。）」を「普通乗車券、定期乗車券」に、「次条第1項第2号、第3号」を「次条第1項第1号、第2号」に改める。

第5条第1項第1号ア中「150円」を「170円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第5条第1項第6号ア中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条及び第5条第1項第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されているこの条例に

よる改正前の熊本市軌道条例第4条の規定による回数乗車券（カード式乗車券を除く。）は、当分の間、附則第1項ただし書に規定する規定の施行後においても、なお使用することができる。

（提出理由）

普通旅客運賃等の改定及び回数乗車券の廃止等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。